

大和市告示第15号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第34条の規定に基づく調査の結果、別紙に掲げる者は、その住所に現住していないことが判明したので、同法第8条並びに住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条及び第12条第1項の規定に基づき、職権でその者の住民票を削除した。

平成25年1月25日

大和市長 大 木 哲